日本英語教育史学会会則

- 第1条 本学会は日本英語教育史学会と称する。
- 第2条 本学会は日本英語教育史研究の促進,会員相互の研究の交流ならびに親睦を 図ることを目的とする。
- 第3条 本学会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
 - 1. 総会および研究発表会の開催
 - 2. 研究紀要および会報の発行
 - 3. その他本学会の目的達成に必要と認められた事業
- 第4条 本学会の会員になるには、所定の入会手続きをとらなければならない。
- 第5条 (1) 本学会の最高意思決定機関は総会とする。総会は年1回開催する。
 - (2) 本学会の事業および運営は総会において決定する。
- 第6条 本学会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 事務局長 1名 理事 若干名 評議員 若干名 幹事 若干名

- 第7条 (1) 会長の任期は2年とし、立候補者の中から総会で選出する。再任は妨げない。
 - (2) 会長は、総会の承認のもとに副会長を委嘱する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。任期は2年とし、再任は妨げない。
 - (3) 会長は、総会の承認のもとに理事を委嘱する。会長は副会長・理事を含めた理事会を組織し、本学会の重要事項を審議する。
 - (4) 会長は、総会の承認のもとに、理事より事務局長を委嘱する。事務局長は会の事務を統括し、会員より幹事若干名を事務局長補佐として委嘱する。
 - (5) 会長は、総会の承認のもとに評議員を委嘱することができる。評議員は、会の運営に関し、理事会の求めに応じて助言を行う。
 - (6) 会長は、理事会の承認のもとに論文審査委員長ならびに論文審査委員を 委嘱する。論文審査委員長は論文審査委員会を招集し、紀要投稿論文の審査

を行う。

- (7) 会長は、理事会の承認のもとに、論文審査委員より紀要編集委員長を委嘱する。紀要編集委員長は編集委員会を組織し、紀要編集を行う。
- (8) 会長は、学会運営にかかる調整のため、正副会長と事務局長からなる三役会議を招集することができる。三役会議の決定事項は、理事会に報告するものとする。
- 第8条 本学会に顧問・名誉会長をおくことができる。顧問・名誉会長は理事会の推薦により会長が委嘱する。顧問・名誉会長は、会の運営に関し、会長の求めに応じて助言を行う。
- 第9条 (1) 本学会の経費は会費その他の収入をもってこれに当てる。
 - (2) 会費は年額 5,000 円とする。但し、学生・大学院生は 3,000 円とし、入会 2 年目より徴収する。
- 第10条 (1) 本学会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
 - (2) 本学会に、役員とは別して会計監査2名をおく。会計監査は、毎会計年度終了後、その監査を行い、総会において会計監査報告を行う。
 - (3)会計監査は、会長の委嘱により総会において選出する。任期は2年とし、 再任を妨げない。
- 付 則 (1) 本会則は 1984 (昭和 59) 年 12 月 8 日に制定し、同日より施行する。 1987 (昭和 62) 年 5 月 10 日 一部改正。「日本英語教育史研究会」を「日本英語教育史学会」と改組・改称。

1995 (平成 7) 年 5 月 20 日 一部改正。

2000 (平成 12) 年 5 月 20 日 一部改正。

2008 (平成 20) 年 5 月 18 日 一部改正。

2014 (平成 26) 年 5 月 17 日 一部改正。

2015 (平成 27) 年 5 月 16 日 一部改正。

2016 (平成 28) 年 5 月 14 日 一部改正。

- (2) 本学会の事務局は事務局長の勤務先または自宅とする。
- (3) 本会則の改正は総会の決議による。